

随意契約（相手方指定）調書

件名	介護保険事業者情報提供システム運用等業務委託	No.5200067
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年4月1日	
契約金額	2,521,200円（消費税込み）	

契約相手方	トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 (法人番号：7180001038759)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	介護保険事業者情報提供システム運用等業務委託
指定業者 (案)	名称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 代表者 事業所長 西戸 勇美 所在地 東京都新宿区西新宿西新宿2-1-1
指定理由	<p>本件は、区民やサービス利用者に対し、介護事業所情報・サービス空き情報の提供や、介護事業所に対する区からの通知・情報提供を、インターネットサイトを通じて検索・閲覧できるシステムの運用を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>① 本システムは、区民やサービス利用者向けサイトにおいては、介護事業所、サービス空き情報、ケアプラン作成可能数といった最新情報を提供するものであり、本システムの導入により、頻度の高い更新作業の煩雑さが緩和でき、詳細かつ確実な情報提供が可能となっている。</p> <p>また、介護事業所向けサイトにおいては、区から介護事業所への通知に加え、サービス種別ごとに一斉メールの送信機能、厚生労働省の通知の掲載等の機能を有している。</p> <p>これらの機能を網羅的に提供できるのは、上記業者が運用する本システムのみである。</p> <p>② 本システムは23区中22区が導入しているため、各自治体で相互に情報が閲覧でき、関連情報を共有することが可能である。</p> <p>③ 上記業者は、本システムを導入した平成20年9月から本件を受託しており、情報提供のツールとして区民及び介護事業所に定着している。</p> <p>システム障害等のトラブルもなく、令和7年度の履行状況は良好であった。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)